

『1級金融窓口サービス技能士学科・実技 過去問題解説集（2021～2023年度実施分）』 【正誤表】

該当頁	該当箇所	誤	正
250 ページ	実技編 第3章 2023年9月実施分 【第1問】〈問1〉 枠内 1～3行目	(1) Aさまから暦年贈与により贈与を受けた孫Dさまが、その年の1月1日において18歳未満である場合、当該贈与財産に係る贈与税額の計算には、一般贈与財産の税率ではなく、特例贈与財産の税率が適用されます。	左記「(1) Aさまから……が適用されます。」をすべて削除。

『1級金融窓口サービス技能士学科・実技 過去問題解説集（2021～2023年度実施分）』 【訂正】

該当頁	該当箇所	訂正前	訂正後
232～233 ページ	実技編 第2章 2022年9月実施分 解答例・解説 【第3問】<問9> (2)㊦	232 ページ 〔解答〕 <<問9>> (2) ㊦. <u>1,125</u> 233 ページ (2) 遺留分 ※上から6～13行目 ……。 「DにAの全財産を相続させる」旨の遺言に基づいてDがAの全財産を承継すれば、BはDに対して、Aの財産であった現預金2,600万円と上場株式の相続開始時価額（相続税評価額とは異なる可能性がある）の合計額に、 <u>8分の3（遺留分2分の1×法定相続分4分の3）の割合を乗じた金額を請求することができる</u> （同法1046条1項）。本問において、遺留分を算定するための財産の価額を3,000万円としており、Bの遺留分の額は「 <u>3,000万円×8分の3=1,125万円</u> 」となる。	232 ページ 〔解答〕 <<問9>> (2) ㊦. <u>1,500</u> 233 ページ (2) 遺留分 ※上から6～13行目 ……。 「DにAの全財産を相続させる」旨の遺言に基づいてDがAの全財産を承継すれば、BはDに対して、Aの財産であった現預金2,600万円と上場株式の相続開始時価額（相続税評価額とは異なる可能性がある）の合計額に、 <u>遺留分2分の1の割合を乗じた金額を請求することができる</u> （同法1046条1項）。本問において、遺留分を算定するための財産の価額を3,000万円としており、Bの遺留分の額は「 <u>3,000万円×2分の1=1,500万円</u> 」となる。

※本件訂正は、「2022年9月実施試験」の模範解答に修正があったことに伴うものです。

詳細は、弊社検定センターのホームページ（下記URL）にてご確認ください。

<https://www.kinzai.or.jp/teller/news-teller/45234.html>